

[事案 2020-176] 損害賠償請求

・令和3年3月18日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明および保険会社の不適切な対応を理由に、損害賠償金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年1月に乳がんで入院し手術を受けたため、令和元年9月に転換により契約した医療保険等に付加されたがん特約にもとづき、がん治療給付金を請求したところ、約款所定の免責期間に診断確定されていたとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、がん治療給付金相当額の損害賠償金および慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 申込時に、募集人から「今後、がんになっても直ちに適用されます。」との説明が繰り返しなされた。免責期間があることを知っていれば、早期の診断確定には至らなかった。
- (2) 保険会社は、給付金が支払われないことの説明の際、曖昧かつ不適切な対応を行ったため、自分と配偶者は、契約内容に不安感を抱き、精神的苦痛を被った。
- (3) 保険会社との面談の際、募集人は「良いところの説明だけを行い、悪いほうの説明をしていませんでした。」と発言しており、適切な説明を行っていないことを認めている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約の説明時および申込時に、がんの免責期間について正しい説明をしている。申立人が90日間の免責期間について認識し、本契約を締結しなかったとしても、転換前契約にがん治療給付金が付加されていなかったことからすれば、申立人に損害が発生したとはいえない。
- (2) 給付金請求手続の過程で、対応に不十分な点があり、申立人らに十分満足いただけなかったことはお詫びするが、それによって慰謝料が発生するとはいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の状況等を把握するため、申立人および申立人の配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明および保険会社の不適切な対応は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。